

# 公益財団法人群馬県建設技術センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県建設技術センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「低炭素住宅業務規程」という。）に基づき、公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「センター」という。）が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施に関する料金を定めるものである。

## (用語の定義)

第2条 この規程で使用する用語は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。）で使用する用語の例による。

## (技術的審査の実施に関する料金)

第3条 低炭素住宅業務規程第13条第1項の規定による技術的審査の実施に関する料金は依頼一件につき、次の表に掲げる料金とする。

料金（消費税及び地方消費税を含む）の表

種別	料金
一戸建て住宅	32,400円 (認定基準の区分、延べ面積、階数によらず一律)
上記以外のもの	見積によって決定した料金

2 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う審査の実施に関する料金は、変更依頼一件につき、次に掲げる内容に応じ、それぞれに掲げる額とする。

(1) 直前の技術的審査の実施に関する業務をセンターが実施し、適合証を交付している場合、次の表に掲げる料金とする。

計画の変更に伴う審査の実施に関する料金（消費税及び地方消費税を含む）の表

種別	料金
一戸建て住宅	16,200円
上記以外のもの	当初料金の2分の1

(2) (1) 以外の場合

前項の料金と同額とする。

3 申請者は交付した適合証が紛失、焼失又は判読しがたい毀損等による事由により、適合証の再交付を申請する場合、又は証明書の交付を申請する場合の料金は、次に掲げる料金とする。

1通につき2,000円（消費税及び地方消費税を含む）

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。